

令和5年度 川崎市職員（看護師）



採用選考受験案内

川崎市総務企画局人事部人事課

申込受付期間

令和5年10月2日（月）午前9時～令和5年10月30日（月）午前9時（受信有効）

※ 申込はwebフォームに限ります。

1 選考区分、役職及び採用予定人員

- 選考区分 看護師
- 役職 職員
- 採用予定人員 若干名

2 職務概要

区分	主な職務概要
看護師	・ <u>公立保育所</u> における園児の健康管理や怪我の対応、乳幼児の保育、医療的ケア、地域子育て支援等に従事します。 ・ <u>こども家庭センター（児童相談所）</u> における児童の健康管理、受診同行、怪我等への対応、医師の診療補助、保健記録の入力等に従事します。

- 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 上記の職務概要の他に、文書・経理事務などに従事することがあります。

3 受験資格

- 年齢
令和6年3月31日時点で61歳未満の人
(昭和38年4月2日以降に生まれた人)
- 資格
・看護師免許を有する人又は令和6年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）は、受験できません。

地方公務員法（抜粋）
（欠格条項）

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。


- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考科目、日時及び会場

	選考科目	日時及び会場
第1次選考	・ 専門考査 (択一式 20問、60分)	(日時) 令和5年11月12日(日) 午前9時15分集合、午前9時30分開始(予定) (会場) ※予定 ・ 川崎市役所 本庁舎 (川崎市川崎区宮本町1番地)
	・ 小論文 (記述式 800字程度、60分)	
第2次選考	・ 面接考査	(日時) 令和5年12月4日(月)～令和5年12月6日(水)のうち いずれか1日 ※ 詳細については第1次選考合格者にメールで通知します。

- 1 面接考査の実施日に看護師免許証の原本を確認(取得見込みの方は除く。)させていただきます。
- 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。

5 申込手続(持参による受付は行いません。)

申込方法	<p>本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。</p> <p>【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154815.html</p> <p>【QR コード】 </p> <p>※ 申込日から3日以内(土曜日・日曜日は除く。)に、メールで受験番号をお知らせします。3日以内にメールが届かない場合は総務企画局人事課に連絡ください。</p>
提出書類	<p>○看護師免許証(免許を有する方)</p> <p>○看護師免許取得に係る学歴の成績証明書(免許取得見込の方)</p> <p>※ 申込みの Web フォームにデータを添付してください。</p>
受付期間	<p>令和5年10月2日(月)午前9時 ～ 令和5年10月30日(月)午前9時(受信有効)</p> <p>※ 申込受付期間後の申込は受理できませんので御注意ください。</p>

6 合格発表

	合格発表予定日時
第1次選考	令和5年11月22日(水) 午前10時頃(予定)
第2次選考(最終合格)	令和5年12月13日(水) 午前10時頃(予定)

- (1) 第1次選考及び第2次選考(最終合格)の発表は、市ホームページに掲載するとともに、合否にかかわらず総務企画局人事部人事課からメールで通知します。
- (2) メールが延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで確認するようにしてください。
- (3) 電話やメールによる合否についてのお問い合わせには応じられません。
- (4) 第1次選考合格者には第2次選考(面接)の日時及び場所を併せて通知します。
- (5) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、選考を受けられないことがあります。合格している場合、合格を取り消されることがあります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。

ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点	提供希望者は、最終合格発表日から、1箇月以内(消印有効)に、 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次選考及び第2次選考の合算)	②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) を、次の住所に郵送してください。 《申出書郵送先》 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所総務企画局人事部人事課

8 採用

- (1) 最終合格者は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和6年4月1日に採用されます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用されないことがあります。また、資格取得見込みの人で、取得できない場合は採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

9 給与、休暇等〔令和5年4月1日現在〕

(1) 給与

区分	給料月額+地域手当	その他の手当など
大学卒	月額224,000円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、期末・勤勉手当（年間4.40月分）、通勤手当（1箇月あたり最高55,000円）、扶養手当、住居手当（1箇月当たり最高25,200円）、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。 ・昇給は原則年1回です。
3年課程卒	月額216,000円程度	
2年課程卒	月額207,000円程度	
4年制大学卒で、職歴等を有し、最大加算（10年）された場合	月額307,000円程度	

・「川崎市職員の給与に関する条例」の規定に基づき支給します。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

・免許の取得後に職歴等がある場合には、免許取得後の職歴等を経験年数と捉え、規則で定められた基準により給料等に加算されます。（経験年数加算は10年が上限になります。）

(2) 勤務時間、週休日及び休日

勤務場所	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	週休日及び休日
公立保育所	38時間45分	7時間45分 午前8時30分から午後5時15分（休憩時間1時間を含む。）のほか、早番、遅番の変則勤務があります。	日曜日及び4週間を通じて4日並びに祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
こども家庭センター（児童相談所）	38時間45分	7時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間1時間を含む。）	日曜日及び土曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 休暇制度

- ・年次休暇 1年度につき20日（年間最大40日）
- ・夏季休暇（5日間）、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇などの特別休暇や育児休業制度、部分休業制度、育児短時間勤務制度などがあります。

(4) 福利厚生

- ・共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

10 問い合わせ先等

川崎市役所総務企画局人事部人事課

(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

電話：044-200-2127（直通） FAX：044-200-3753

※ お問い合わせの際は「看護師選考について」とお伝えください。
合格発表等選考情報は、下記ホームページURLから閲覧できます。

【<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154815.html>】

